様式第１号（第２条、第５条関係）

（表）

|  |
| --- |
| 第　　　　　号道路工事施行承認申請書（新規・変更（　　年　　月　　日））（あて先）村上市長住所　　　　　　　　　　　　　申請者　氏名　　　　　　　　　　　　担当者氏名　　　　　　　　　　（連絡先）電話（　　）　　　　道路法第24条の規定により申請します。 |
| 工事の目的 | （公共用・営業用・家庭用・その他） | 工事の場所 | 路線名　　　　　　　　線 |
|  | 箇所　　　　　　　　　　　　　　番地先 |
| 〔予想交通量　　　台／日〕 |
| 工事の内容 | 舗装　　㎡　　　側溝　　　　ｍ | 工事方法 | 直営・請負（該当を○で囲む。） |
| 管渠　　ｍ　　　盛土　　　　㎥ | 請負者住所 |
| 切土　　㎥　　　擁壁　　　　ｍ | 請負者氏名 |
| 溝橋　　　　　箇所　　　　　㎡ | 担当者名電話（　　） |
| 函渠　　　　　箇所　　　　　ｍ |
| 歩車道ブロック取り外し　　　ｍ | 工事予算 | 円 | 工期 | 年　月　日から年　月　日まで |
| その他（　　　　　　　）　　ｍ |

|  |
| --- |
| 道路工事施行承認書　　第　　　　　号　年　　月　　日上記申請の道路工事の施行については、次の条件を付して承認する。道路管理者　村上市長　印１　工事期間　　　　　　年　　月　　日から　　　　　　年　　月　　日まで２　承認条件　(1)　検査完了後　　年以内に、工事に起因して路面が補修を要する状態になった場合は、承認工事者の負担において施行すること。　(2)　明らかに乗入口の利用形態により必要になったと認められる乗入口部分の維持修繕は、承認工事者の負担において施行すること。　(3)　別紙のとおり　(4)　その他 |

* 太枠内は記入しないでください。

（裏）

申請書添付書類(該当数字を○印で囲むこと。)

　　1　工事の場所の位置図

　　2　工事の場所の公図の写し

　　3　工事の場所の平面図

　　4　工事の場所の横断面図、縦断面図及び構造図

　　5　構造設計計算書

　　6　事業計画概要書

　　7　施行計画書

　　8　他の官庁署の許認可書の写し又は確認書の写し

　　9　地下埋設物等の図書及び調書

　　10　隣接の土地の所有者等利害関係人の同意書

　　11　帰属承諾書

　　12　損害賠償責任負担請書

　　13　現地の状況を示す写真

　　14　その他必要な書類

　　注)変更の場合にあっては、１、変更の理由書及び２から14までで変更事項に関するもののみとすることができる。

留意事項

　1　工事に着手しようとするときは、３日前(道路の通行の禁止又は制限を伴う場合は、14日前)までに、着手届に道路交通法第77条の規定による許可書の写しを添えて提出し、工事を施行するための指示を受けること。

　2　工事に伴う危険防止のため、村上市道路工事施行承認規則に基づき保安上必要な措置を講ずること。

3　工事は、規則に定める方法で施行すること。

4　工事の施行により他に損害を与えた場合は、承認工事者の責任と負担において処理すること。

5　承認を受けた工事の目的、内容及び工事の期間等を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書に関係書類を添えて提出し、承認を受けること。

6　住所又は氏名を変更したときは、速やかに住所氏名変更届を提出すること。

7　承認工事者の一般承継人は、その権利の承継後速やかに承継届に承継の原因を証明する書類を添えて提出すること。

8　上記５から７までの事項以外の事項を変更しようとするときは、その都度届け出て、指示を受けること。

9　上記７以外の理由で、承認工事者の地位を承継しようとする者は、承認工事者と連名で地位承継承認申請書に承継の原因を証明する書類を添えて提出し、承認を受けること。

10　当該工事に起因して道路の区域変更が必要となる道路の付替工事等を施行した場合は、工事完了後指示に従い、道路敷地と他の土地との境界に境界標を設置すること。

11　工事が完了した場合は、直ちに完了届兼引渡書に関係書類を添えて提出し、検査を受けること。

|  |
| --- |
| 付記この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、村上市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、村上市を被告として（訴訟において村上市を代表する者は村上市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 |

損害賠償責任負担請書

本申請に係る市道

承認工事の施行に当たって、貴市又は第三者に損害を及ぼしたときは、一切の賠償責任を負います。

年　　月　　日

住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

（あて先）村上市長

帰　属　承　諾　書

本申請に係る市道

承認工事により構築した道路又はその附属物を構成する別添図示の物件(土地を含む。)は、工事竣功と同時に、(無償で)貴市に帰属することを承諾します。

年　　月　　日

住所

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

（あて先）村上市長